

県伴走(物価高)をご利用される方へ※

令和5年10月1日～

新型コロナウイルス感染症に係る  
セーフティネット保証4号の  
資金使途が制限されます

令和5年10月1日以降に認定申請する

SN4号では  
真水のみでの保証申込が  
できません

※県伴走のほか、新型コロナSN4号を使用する保証制度は全て同様の取り扱いになります※

<新型コロナSN4号の資金使途表>

資金使途	令和5年9月末迄 の認定申請 <small>※同年10月31日までに保証申込</small>	令和5年10月～12月 の認定申請	令和6年 1月以降
真水のみ	○	×	未定
真水+借換	○	○	未定
借換のみ	○	○	未定

資金使途に借換えが含まれていれば  
真水調達が可能です

